様式第13号（第19条関係）

整理番号

子ども手当に係る学校給食費等の徴収等に関する申出書

市町村長　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

私は、平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法第25条　第１項 第２項　の規定に基づき、　市町村長から支給を受ける子ども手当の額から、以下の費用につき、当該子ども手当の支払期日をもって支払いに充てる旨を申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、平成24年３月分までの子ども手当から各費用の支払に充てるものとします。

徴収（支払）費用

平成　　年　　月　　日

住　所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

子どもの氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿

【備考】必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

様式第14号（第22条関係）

（表面）

子ども手当　受給資格調査員証

第　　号

写 真

官　職
又は職名

氏　名

生年月日

平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法第32条に定める当該職員であることを証する。

平成　　年　　月　　日　交付

市町村長　　印

（裏面）

平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成23年法律第107号）（抄）

（支給の制限）
第９条　子ども手当は、受給資格者が、正当な理由がなくて、第32条第１項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかったときは、その額の全部又は一部を支給しないことができる。
（届出）
第31条　子ども手当の支給を受けている者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長（第16条第１項の規定によって読み替えられる第６条の認定をする者を含む。以下同じ。）に対し、厚生労働省令で定める事項を届け出、かつ、厚生労働省令で定める書類を提出しなければならない。
（調査）
第32条　市町村長は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、受給資格の有無、子ども手当の額及び被用者又は被用者等でない者の区分に係る事項に関する書類を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関し受給資格者その他の関係者に質問させることができる。
２　前項の規定によって質問を行う当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

注　意
１．　この調査員証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
２．　この調査員証は、交付の日から１年間有効とする。
３．　この調査員証は、有効期間が経過し、又は不要となったときは、速やかに、返還しなければならない。

備考
１．厚紙その他の材料を用い、使用に十分耐え得るものとする。
２．大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。